

防火・防災対象物全体の防火・防災管理に関する契約書

平成 年 月 日

消防法第8条第1項及び消防法第36条第1項に基づく防火・防災管理者として、当該防火・防災対象物に関わる下記の賃借人等、防火・防災についての管理責任を有する者（以下「管理責任者」という。）が管理する範囲を含む、各賃貸借部分・共用部分等を含める防火・防災対象物全体の防火管理上の業務を実施します。

防火・防災管理者

住所 今治市放水甲123番地4
役職 総務課長
氏名 梶 消三

- 1 上の者を「防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について」に基づく権限を付与し、厳守することをもって防火・防災管理者として選任します。
- 2 自らの管理する範囲の責任については、自らにあり、防火・防災管理者に責任転嫁するものではありません。

記

賃貸借箇所の管理権原を有する会社の住所等をお願いします。個人経営などの場合は個人住所でも結構です。

番号	管理責任者の住所・氏名等
NO. 1	住所 <u>東京都〇〇区××1丁目2番3号</u> 会社名等 <u>株式会社 デラックス</u> 役職・氏名 <u>代表取締役・消防 松子</u>  Tel <u>03-××××-××××</u> 緊急連絡先 <u>店長・今治 太郎</u> 住所 <u>今治市橋の下1丁目2番地3</u> Tel <u>090-××××-××××</u> 携帯でもOKです。緊急時に連絡が付き易い番号で… 収容人員 <u>38</u> 名 用途 <u>飲食店</u> 管理面積 <u>320</u> m ²

賃貸借箇所等の管理権原を有する方（法人）の印をお願いします。個人経営の方は認め印でも結構です。

管理責任者の数だけ、この用紙を作成してください。

また、消防計画内における「防火・防災対象物の管理責任者の管理する範囲」と同じ番号をお願いします。

消防計画の内容を見ていただければご理解いただけると思いますが、本書類は防火・防災管理者（防火・防災対象物のキャプテン）を定めることに関する契約書で、あくまで「自分のところは自分で守る」の原則に則り、防火・防災管理者に**全ての責任を転嫁するものではありません。**

また、有事の際は、賃貸借者が運命共同体であり、自分の管理区域だけ守れば良いというのではなく、**協力して**防火・防災対象物の消火・救出活動等に努めるというものであることを申し添えます。

例：隣で火事が起こっているのに、自分のところは営業をし続けることはありえませんよね。

そのためにも、防火・防災対象物**全体での消防訓練**など、一元化した防火・防災管理が必要となります。

防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

○×商事ビル の「防火・防災対象物の全体についての防火・防災管理上必要な義務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として、別紙「防火・防災対象物全体の防火・防災管理に関する契約書」で各管理責任者が選任する防火・防災管理者 梶 消三 に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行令第3条の2・消防法施行令第48条）

当該防火・防災対象物全体に関わる全ての管理責任者から防火・防災管理者に「当該防火・防災対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 当該防火・防災対象物全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 当該防火・防災対象物全体についての消火、通報、避難及び防災管理上必要な避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 当該防火・防災対象物全体の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) 防火・防災管理上、必要な時に当該防火・防災対象物の全部分に立ち入ることができる権限
- (5) 当該防火・防災対象物全体の各管理責任者に対する、質問及び指示に関する権限
- (6) 当該防火・防災対象物全体の消防用設備や、消火活動上必要な施設の点検整備に関する権限
- (7) 当該防火・防災対象物全体における火気使用者、取扱者へ対する指示に関する権限
- (8) その他防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火・防災管理上必要な業務

各管理責任者から「当該防火・防災対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務」について、次の内容の説明を受けている。

- (1) 各管理責任者が管理する範囲についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火・防災対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (3) その他管理責任者として行うべき業務に関すること。